



夏のような蒸し暑さから一転、10月に入り、ひと雨ごとに寒くなってきました。5日には、富士山の初冠雪が観測されました。日中の日が差している間は汗ばむ時もありますが、朝夕は冷え込んできます。早朝や夜のガイド時には、調節できる上着をお忘れなく。

<秋の公園>

「まだ暑いなあ…」と書いていても、植物や虫たちは、秋を感じているようです。

当会が月一回例会を行っている光が丘では、いちょうの木に銀杏がなり、蛙池では、ギンモクセイの香りが漂っています。草むらに耳を傾けると、秋の虫たちが合唱しています。そろそろ紅葉も始まりました。

虫の合唱や、秋の香りを楽しみに、身近な公園を利用者さんと散歩するのも良い季節ですね。

<書類について>

今月も、書類の送付にご協力ありがとうございました。

・月末、月初に土日が含まれると、書類が遅れがちになります。11月は、3日が祝日、4日は土曜日となりますので、普通郵便での書類の投函は31日(火)18時までにお願います。31日18時以降に投函すると、到着が6日以降となります。(速達の場合は、翌日配達となります。)間に合わない場合には、遅れる旨の連絡を入れ、先にFAX(03-3577-3666)するか、写メで一步の会のメール(info@onyakuippo.com)にお送りください。

・次月の予定表は自身のガイド予定だけでなく、「依頼された場合、受けられるか・受けられないか」も記入してください。一日中、出来ない場合は✖、時間によっては可能な場合は、その旨を書いていただくか、△としてください。空白の場合は、受けられるものと判断させていただいています。

<「障害者虐待防止法」について>

先日お配りした『「障害者虐待防止法」について』の冊子はお読みいただけましたでしょうか？

1ページ目の「定義2」にある①養護者とは、障がい者の世話や金銭の管理などを行う、障がい者の家族、親族、同居人の事を指します。また、③使用者とは、障がい者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行うもの(工場長、労務管理者、人事担当者など)を指します。私たちガイドヘルパーは、②障がい者福祉施設従事者等に入ります。

さて、障がい者虐待の類型は5つあります。「定義3」に書いてありますので、覚えておいてください。

※ ひとつことメモ ※

利用者さんが、「誰かが家の中に入って、財布を取っていった」などと言ったり、大事な物をすぐになくしてしまい誰かのせいにすると言ったことはありませんか？ その方は、認知症かもしれません。親切心で家の中へ上がってしまうと、「ガイドが来て持って行った」という事になりかねませんので、ご注意ください。そのようなことがある時は、事務所やサ責、サービス担当者にご連絡下さい。

・一步の会ホームページでも、ガイド通信を見ることが出来ます。(過去のものをご覧になる時は「ippo」と入力してください。)
2か月ごとの配送の方、お仕事されなかった月も、こちらでチェックして下さい。

・月末に提出する「ガイドヘルパー実績報告兼請求書」のフォーマットがホームページからExcelとPDFでダウンロードできます。ガイドのページに「ippo」と入力してご利用ください。



<ヘルプカード>

ヘルプカードをご存じですか？

ヘルプマークについては、当会、2月に考案者 山加朱美氏に来ていただき、講演会を開いたところですが、下記の記事が掲載されていまして、参考になさってください。

ヘルプカードは、練馬区では、区役所や福祉事務所に置いてあります。

2023年9月27日(水)東京新聞より

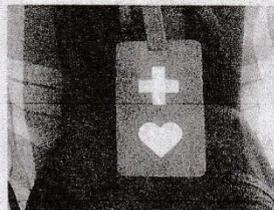
東京五輪で「マーク」と共に普及 成り立ち探ると…

ヘルプカード

実は石川発

見た目では分からない病気や障害があることを示す「ヘルプマーク」。2021年の東京五輪・パラリンピックを機に普及が進んだが、マークと共に身に着け、援助に必要な情報を伝えるカードの存在を知っているだろうか。実はこのカードの発祥地、東京から300キロ離れた北陸の地だった。

(戎野文菜)



あなたの支援が必要です。
ヘルプカード



①東京都が作成しているヘルプカード。裏面に緊急時の連絡先などを記載できる＝都提供 ②都のヘルプマーク

赤地に白の十字とハートがついたヘルプマークは、言語を使わずに伝える案内用記号「ピクトグラム」の一つとして東京都が作り、東京五輪に合わせて普及を図った。周囲から見えるヘルプマークを着けることで、義足や人工関節の人、内部障害や難病がある人、妊娠初期の女性らが災害時などに周囲に援助や配慮を必要とすることを示す。

一方、カードは詳しい個人情報を書き込み、かばんなどに入れて持ち歩く。緊急時に、その情報が援助や治療に役立つ。

このカードが初めて作られたのは東京ではない。17年前、石川県の金沢、小松市の特別支援学校のPTA



石川県内で独自に発行してきた「HELPカード」を紹介する高田茂事務局長（金沢市で）

が考案した「HELPカード」が基になっている。「親がいない場所で被災したら、周囲の人に頼るしかない」。04年の新潟県中越地震を機に、知的障害などで自分の状況がうまく伝えられない子どもの親たちが緊急時を想定して06年に作った。名前や障害の種類、08年からは石川県肢体不自由児協会が作成を引き継ぎ、もしもの時に身を守るカードとして、障害者に常時携帯を呼びかけた。その

中越地震きっかけ 06年にPTA考案

町に導入が広がった。これに目を付けたのが東京都。12年、同協会に都の担当者から作成方法などを尋ねる電話があった。都は石川県で使われていた「HELPカード」と同じ役割のカードを「ヘルプカード」と名付け、ヘルプマークと共に普及へつなげた。石川発祥のカードは存在感が薄れつつある。協会によるHELPカード作成は19年を最後にやめ、県内の大半の市町で都のヘルプマークを表に記載したカードの作成を受け付けている。協会の高田茂事務局長は、ヘルプカードの普及により「もう私たちの役目は終わった」と受け止めた会員も多かったと明かす。「石川が老舗と胸を張るつもりはない。全国どこでも分かるようになれば、それが一番」と笑った。

「ニュースあなた発」では読者の疑問や情報提供をきっかけに記者が動き、私たちの社会が少しでも暮らしやすくなることを目指しています。あなたの声は、東京新聞ホームページの専用フォームやLINEで受け付けています。



専用フォームはしらすから

